

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市小野町3611番地2
氏 名 株式会社ヤクヤクリサイクル
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 新留次雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和 2年 2月28日
許可の有効年月日 令和 7年 2月27日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず

以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成17年2月28日	
変更許可	平成18年7月26日	取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類、燃え殻、ばいじん」を追加
更新許可	平成22年2月28日	
更新許可	平成27年2月28日	

赤印ないものは無効
再コピー禁止

鹿児島

変更届出	平成30年10月4日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	令和2年2月28日	

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無



赤印ないものは無効
再コピー禁止